



佐賀県公報

平成18年
3月31日
(金曜日)
号外第8号

(印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- ◎悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部改正 (二三七・環境課) 一
- ◎騒音規正法に基づく騒音の規制地域及び規制基準の一部改正 (二三八・環境課) 二
- ◎振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準の一部改正 (二三九・環境課) 四
- ◎佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則第五条第三項第二号の規定によるユニバーサルデザイン施設適合証の交付に関する基準及びユニバーサルデザイン施設適合証の交付請求書に添付する整備項目表並びに同規則第五条第四項の規定による適合証の様式の一部改正 (二四〇・地域福祉課) 五
- ◎佐賀県母子自立支援員設置規程の一部改正 (二四一・母子保健福祉課) 六
- ◎佐賀県婦人相談員設置規程の一部改正 (二四二・商工課) 六
- ◎佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金融資要綱の一部改正 (二四三・商工課) 六
- ◎佐賀県南西部等地域企業立地資金融資要綱の一部改正 (二四四・商工課) 六
- ◎佐賀県中小企業事業円滑化資金融資制度要綱の一部改正 (二四五・商工課) 六
- ◎佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱の一部改正 (二四六・商工課) 六
- ◎佐賀県先端技術産業等企業立地資金融資要綱の一部改正 (二四七・商工課) 七
- ◎佐賀県女性就業援助相談員の設置及び運営に関する規程の一部改正 (二四八・労働課) 七

(二四八・労
働
課)

七

才 伊万里市の区域
工 多久市の区域

◎佐賀県女性就業援助相談員の設置及び運営に関する規程の一部改正

- ◎佐賀県財務規則に基づく予算に関する書類の様式の決定 (二五二・総務法制課) 八
- ◎佐賀県財務規則に基づく予算に関する書類の様式の決定 (二五三・財務課) 九
- ◎証紙の出納保管及び販売事務を行うかいの一部改正 (二五四・会計課) 二四
- ◎取引店及び緊急支払店の指定の一部改正 (二五六・会計課) 二四
- ◎佐賀県財務規則に基づくかいの指定の一部改正 (二五六・会計課) 二四
- ◎佐賀県財務規則に基づくかいの出納員となる者の指定の一部改正 (二五七・会計課) 二四

○告示

○佐賀県告示第二百三十七号

惡臭防止法に基づく規制地域及び規制基準(昭和五十年佐賀県告示第六十四号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

一 規制地域を次のように改める。
一 規制地域 次のアからヌまでに掲げる区域のうち別添の図面において着色して示す区域及びネからヒまでに掲げる区域の全域

- ア 佐賀市の区域のうち旧佐賀市、諸富町、大和町及び富士町の区域
- イ 唐津市の区域
- ウ 鳥栖市の区域

百九十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。
平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

力 武雄市の区域
キ 鹿島市の区域
ク 小城市的区域のうち小城町、三日月町及び牛津町の区域
ケ 嬉野市の区域
コ 神埼市の区域のうち神埼町及び千代田町の区域
サ 川副町の区域
シ 東与賀町の区域
ス 久保田町の区域
セ 吉野ヶ里町の区域
ソ 基山町の区域
タ 上峰町の区域
チ みやき町の区域のうち旧中原町の区域
ツ 玄海町の区域
ナ 有田町の区域
ト 大町町の区域
江 北町の区域
二 白石町の区域のうち旧白石町の区域
ヌ 太良町の区域
ノ 佐贺市との区域のうち旧三瀬村の区域
ハ 小城市的区域のうち芦刈町の区域
ヒ みやき町の区域のうち旧北茂安町及び旧三根町の区域
（別添の図面は省略し、佐賀県くらし環境本部環境課並びに関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。）

一 指定地域中「旧浜玉町」の下に「旧七山村」を加え、「諸富町」を「嬉野市、神埼市」に、「大和町、富士町、神埼町、千代田町、三田川町、東脊振村、脊振村、三瀬村」を「吉野ヶ里町」に改め、「七山村」及び「西有田町、山内町、北方町」を削り、「太良町、塩田町及び嬉野町」を「及び太良町」に改め、二 時間及び区域の区分ごとの規制基準の備考の2を次のように改める。

2 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。

(1) 第一種区域 次に掲げる区域のうち、別添の図面において緑で着色して示す区域

ア 佐賀市との区域のうち旧佐賀市及び大和町の区域
イ 唐津市の区域のうち旧唐津市及び旧浜玉町の区域

ウ 鳥栖市の区域
エ 伊万里市の区域

オ 武雄市の区域のうち旧武雄市の区域

キ 嬉野市の区域のうち嬉野町の区域

ク 基山町の区域
ケ 有田町の区域

(2) 第二種区域 次のアからソまでに掲げる区域のうち別添の図面において黄で着色して示す区域及びタからヒまでに掲げる区域の全域

ア 佐賀市との区域のうち旧佐賀市、諸富町及び大和町の区域
イ 唐津市の区域のうち旧唐津市及び旧浜玉町の区域
ウ 鳥栖市の区域

●佐賀県告示第二百三十八号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（平成四年佐賀県告示第三

(3) 第三種区域	て示す区域	次に掲げる区域のうち、別添の図面において赤で着色し
ハ	太良町の区域	ヒ
ヌ	みやき町の区域	ヌ
ト	神埼市の区域	ト
ナ	東与賀町の区域	ナ
二	久保田町の区域	二
ネ	玄海町の区域	ネ
ノ	江北町の区域	ノ
ハ	白石町の区域	ハ
ヒ	太良町の区域	ヒ
ク	小城市的区域のうち牛津町の区域	ク
ケ	基山町の区域	ケ
コ	川副町の区域	コ
サ	吉野ヶ里町の区域	サ
シ	上峰町の区域	シ
ス	有田町の区域	ス
セ	ソ 大町町の区域	セ
タ	タ 佐賀市の区域のうち富士町及び旧三瀬村の区域	タ
チ	チ 唐津市の区域のうち旧七山村、旧厳木町、旧相知町、旧北波多村、 旧肥前町、旧鎮西町及び旧呼子町の区域	チ
ツ	ツ 小城市的区域のうち小城町、三日月町及び芦刈町の区域	ツ
テ	テ 嬉野市の区域のうち塩田町の区域	テ
(4) 第四種区域	て示す区域	次に掲げる区域のうち、別添の図面において青で着色し
オ	オ 伊万里市の区域	オ
カ	カ 武雄市の区域のうち旧武雄市及び北方町の区域	カ
キ	キ 鹿島市の区域	キ
コ	コ 基山町の区域	コ
ア	ア 佐賀市の区域のうち旧佐賀市、諸富町及び大和町の区域	ア
イ	イ 唐津市の区域のうち旧唐津市及び旧浜玉町の区域	イ
ウ	ウ 鳥栖市の区域	ウ
オ	オ 伊万里市の区域	オ
カ	カ 武雄市の区域	カ
キ	キ 鹿島市の区域	キ
コ	コ 基山町の区域	コ
ア	ア 佐賀市の区域のうち旧佐賀市、諸富町及び大和町の区域	ア
イ	イ 唐津市の区域のうち旧唐津市及び旧浜玉町の区域	イ
ウ	ウ 鳥栖市の区域	ウ

(別添の図面は省略し、佐賀県くらし環境本部環境課並びに関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。)

●佐賀県告示第二百三十九号

振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準(平成四年佐賀県告示第四百二号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

一 指定地域を次のように改める。

- ア 佐賀市の区域のうち諸富町、富士町及び旧三瀬村の区域
 イ 唐津市の区域のうち旧唐津市、旧浜玉町、旧七山村、旧厳木町、旧相知町、旧北波多村及び旧呼子町の区域
 ウ 鳥栖市の区域
 オ 武雄市の区域
 カ 鹿島市の区域
 キ 小城市の区域のうち小城町及び三日月町の区域
 ケ 神埼市の区域のうち脊振町の区域
 ク 吉野ヶ里町の区域
 川副町の区域
 サ 基山町の区域
 シ みやき町の区域のうち旧中原町の区域
 ゼ 玄海町の区域

- ソ 有田町の区域
 ダ 大町町の区域
 チ 太良町の区域
 ツ 佐賀市の区域のうち旧佐賀市及び大和町の区域
 テ 唐津市の区域のうち旧肥前町及び旧鎮西町の区域
 ド 多久市の区域
 ナ 小城市的区域のうち牛津町及び芦刈町の区域
 ニ 神埼市の区域のうち神埼町及び千代田町の区域
 ハ 東与賀町の区域
 ノ 上峰町の区域
 フ 白石町の区域
 ハ みやき町の区域のうち旧北茂安町及び旧三根町の区域
 ヒ 江北町の区域
 (1) 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。
 ア 佐賀市の区域
 イ 唐津市の区域のうち旧唐津市、旧浜玉町、旧七山村、旧厳木町、旧相知町、旧北波多村及び旧呼子町の区域
 ウ 鳥栖市の区域
 オ 多久市の区域
 カ 武雄市の区域
 キ 鹿島市の区域
 イ 小城市の区域のうち小城町、三日月町及び牛津町の区域

ケ 嬉野市の区域	キ 鹿島市の区域
コ 神埼市の区域のうち脊振町の区域	ク 小城市的区域のうち牛津町の区域
サ 川副町の区域	ケ 嬉野市の区域のうち嬉野町の区域
シ 吉野ヶ里町の区域	コ 川副町の区域
ス 基山町の区域	シ 吉野ヶ里町の区域
セ 上峰町の区域	ス 基山町の区域
ソ みやき町の区域のうち旧中原町の区域	セ 有田町の区域
タ 玄海町の区域	ス 上峰町の区域
チ 有田町の区域	セ 有田町の区域
ツ 大町町の区域	ソ 大町町の区域
テ 太良町の区域	(別添の図面は省略し、佐賀県くらし環境本部環境課並びに関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。)
ト 唐津市の区域のうち旧肥前町及び旧鎮西町の区域	
ナ 小城市的区域のうち芦刈町の区域	
ニ 神埼市の区域のうち神埼町及び千代田町の区域	
ヌ 東与賀町の区域	
ネ 久保田町の区域	
ノ みやき町の区域のうち旧北茂安町及び旧三根町の区域	
ハ 江北町の区域	
ヒ 白石町の区域	

(2) 第二種区域 次に掲げる区域のうち、別添の図面において赤又は青で着色して示す区域

ア 佐賀市の区域のうち旧佐賀市、諸富町及び大和町の区域
イ 唐津市の区域のうち旧唐津市及び旧浜玉町の区域
ウ 鳥栖市の区域
エ 多久市の区域
オ 伊万里市の区域
力 武雄市の区域

◎佐賀県告示第一百四十四号

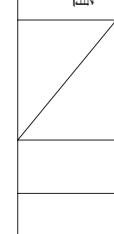
佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則第五条第三項第二号の規定によるユニバーサルデザイン施設適合証の交付に関する基準及びユニバーサルデザイン施設適合証の交付請求書に添付する整備項目表並びに同規則第五条第四項の規定による適合証の様式(平成十一年佐賀県告示第百九十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康
別表の第一の表の十七の項に次のように加える。

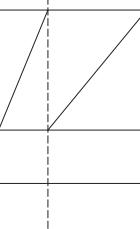
- (3) 必要に応じ自動体外除細動器(AED)の設置
様式第一の18の表中

「非常口扉や防火戸のくぐり戸は車いす使用者などの通行に支障がないよう下枠や段差をなくす



」を

「非常口扉や防火戸のくぐり戸は車いす使用者などの通行に支障がないよう下枠や段差をなくす
必要に応じ自動体外除細動器(AED)の設置



改めへ。

●佐賀県告示第一百四十一号

佐賀県母子自立支援員設置規程(昭和二十六年佐賀県告示第六百三十四号)
の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第二条中「次の業務を」を「第一号から第七号までに掲げる業務を郡の区域において、第八号に掲げる業務を市及び郡の区域において」に改め、同条に次の一号を加える。
八 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還指導
第三条第一項中「一年」を「一年」に改める。

第四条の表を次のように改める。

担 当 区 域	定 員 (人)
佐賀市 多久市 小城市 神埼市 佐賀郡 神埼郡	三
鳥栖市 三養基郡	一
唐津市 東松浦郡	二
伊万里市 西松浦郡	一
武雄市 鹿島市 嬉野市 枢島郡 藤津郡	二

附 則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第一百四十三号

佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金融資要綱(昭和五十八年佐賀県告示第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第一条第一号並びに第四条第一項第二号、第三号及び第五号中「市町村」を「市町」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県告示第一百四十四号

佐賀県南西部等地域企業立地資金融資要綱(平成五年佐賀県告示第三百六号)
の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第二条第一号中「有田町」を「嬉野市」に、「太良町、塩田町及び嬉野町」を「及び太良町」に改める。

第六条第一項第三号中「市町村」を「市町」に改める。

附
則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県告示第一百四十五号

佐賀県中小企業事業円滑化資金融資制度要綱
（平成八年佐賀県告示第百六十号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

別表の中小企業振興貸付の項の保証協会の保証料率の欄中「年1.01パーセント以内」を「年1.55パーセント以内」に改め、同表の短期運転貸付の項の保証協会の保証料率の欄中「年1.01パーセント以内」を「年1.55パーセント以内」に改め、同項の保証協会の保証及び物的担保・保証人の欄中「保証協会が認め

「1人以上の保証人を必要とする」や「保証人については、保証協会の定めるところによる」に沿々、回表の小規模事業貸付の「一般資金の項の保証協会の保証料率の欄」に「年1.01パーセント以内」や「年1.55パーセント以内」に沿々、同項の保証協会の保証及び物的担保・保証人の欄に「保証協会が認める1人以上の保証人を必要とする」や「保証人については、保証協会の定めるところによる」に沿々。

附 則

●佐賀県告示第一百四十六号

佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱
(平成八年佐賀県告示第百六十五号) の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

◎佐賀県告示第一百四十八号

佐賀県女性就業援助相談員の設置及び運営に関する規程
(昭和四十八年佐賀)

附則第六項中
有担保
年0.94%～セント以内
無担保
年1.01%～セント以内

年1.55パーセント以内

別表の経営安定化貸付の災害復旧資金の項の貸付対象の欄及び貸付限度額の欄中「市町村長」を「市町長」に改める。

別表の保証協会の保証料率の欄中	年0.94パーセント以内 や「年1.55 年1.01パーセント以内」
無担保	有担保

バーセント以内」を意味する。

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第一百四十七号

佐賀県先端技術産業等企業立地資金融資要綱
(平成八年佐賀県告示第四百七十八号) の一部を次のように改正する。

佐賀県知事 古川

第六条第一項第二号中「市町村」を「市町」に改める。

この告示は、公布の日から施行する。

◎佐賀県告示第一百四十八号

県告示第三百八十七号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

第一条第一項中「並びに就業に必要な技術講習」を削る。

第二条第二号中「就業に必要な技術講習」及び「(女性就業援助事業の業務

委託を受けた者(以下「受託者」という。)を含む。」を削る。

第八条及び第十条中「(受託者を含む。)」を削る。

「

様式第二号中
又は受託者 労働課長

」

に改める。

附 則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

●佐賀県告示第一百四十九号

佐賀県建設工事請負契約約款(平成九年佐賀県告示第二十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

第34条第8項、第45条第2項及び第3項並びに第49条第3項中「3.6パーセント」を「3.4パーセント」に改める。

●佐賀県告示第一百五十号

佐賀県土地利用対策指導要綱(昭和四十八年佐賀県告示第四百一号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

第二条各号列記以外の部分並びに第一号及び第四号中「市町村」を「市町」

に改める。

第四条第一項中「市町村の」を「市町」に、「市町村長」を「市町長」に改め、同条第三項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第五条第一項第二号及び第六号中「市町村」を「市町」に改める。

第六条、第七条及び第九条中「市町村長」を「市町長」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県告示第一百五十一号

佐賀県土地利用対策指導要綱実施要領(昭和四十八年佐賀県告示第四百二号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

第二条第二項、第六条、第七条及び第八条第九号中「市町村長」を「市町長」に改める。

様式第一号中「市町村」を「市町」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県告示第一百五十一号

佐賀県情報公開条例(昭和六十二年佐賀県条例第十七号)第六条第二号亦に規定する開示する」とにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして実施機関が別に定めるものは一及び二に掲げるものとし、実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害する」とが通常認められるものとして実施機関が定めるものは三に掲げるものとする。なお、佐賀県情報公開条例第六条第二号亦に規定する実施機関が定めるもの(平成十七年佐賀県告示第百七十七号)は、廃止する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

- 一 病気見舞いの支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報
- 二 企業誘致活動に伴う食糧費の支出に係る公文書に記載された情報のうち、相手方との信頼関係又は協力関係が損なわれるおそれがあるもの
- 三 実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報のうち、次に掲げるもの

イ 個人の社会生活に具体的な支障が生ずるおそれがあるもの

ロ 個人が開示されることについて受忍する義務がないもの

ハ 個人が所属する法人等の事業活動の内容が明らかとなり、当該法人等の事業活動に不利益が生ずるもの

ニ イからハに掲げるもののほか、個人又は個人が所属する法人等の権利利益を害することが通常認められるもの

- 佐賀県告示第二百五十三号
- 佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号）第四十条の規定による予算に関する書類の様式を次のとおり定め、平成十八年四月一日から施行する。
- なお、佐賀県財務規則に基づく予算に関する様式の決定（平成四年佐賀県告示第二百二十一号）は、廃止する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

- 一 歳入歳出予算執行（変更）計画書
（様式第一号）
- 二 歳出予算配当通知書
（様式第二号）
- 三 歳出予算再配当通知書
（様式第三号）
- 四 歳出予算流用計算書
（様式第四号）

- 五 歳出予算流用書
（様式第五号）
- 六 予備費用充用要求書
（様式第六号）
- 七 予備費用充用通知書
（様式第七号）
- 八 弹力条項適用見積書
（様式第八号）
- 九 繼続費繰越計算書
（様式第九号）
- 十 繼続費繰越計算書
（様式第十号）
- 十一 繰越明許費繰越要求（計算）書
（様式第十一号）
- 十二 事故繰越要求（計算）書
（様式第十二号）

様式第1号

年度歳入歳出予算執行(変更)計画書

本部名

事業名	歳出歳出予算額	区分	本部名														
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	合計
		事業計画															
		支出負担 行為計画額															
		支払計画額															
		特定財源 収入見込額															
		事業計画															
		支出負担 行為計画額															
		支払計画額															
		特定財源 収入見込額															
		事業計画															
		支出負担 行為計画額															
		支払計画額															
		特定財源 収入見込額															
合計	特定財源 収入見込額																

注 1 変更計画のときは、上欄に変更前の額を()書すること。

2 事業計画欄は、事務事業の処理の流れに従つて区分し、日程を矢印で表示すること。

3 特定財源収入見込額については、備考欄に財源区分(国庫、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、諸収入、その他)を記入すること。

樣式第2號

歲出予算配當通知書

年度（ ）歳出予算を次のとおり配当します。

本庁等の各課(かい)の長

年 月 日

佐賀県知事
枚目

樣式第3號

歲出予算再配當通知書

年度歳出予算を次のとおり再配当します。

本庁等の各課（かい）の長

年 月 日

樣式第4號

歲出予算流用計算書

処理日 年 月 日 ページ

(単位：円)

(予算流用理由)

- 注
予算流用(済額)中流用減額は、マイナス表示すること。
差引額(F)中不足額及び流用減額は、マイナス表示すること。
付記欄には、何費から〇〇円又は何費へ〇〇円等流用先を明記すること。
予算流用理由は、科目ごとに詳細に記載すること。
予算流用計算書1件ごとに同起案書を付し決裁を受けること。
明許継越額の予算流用については、継越額を議決予算額欄に記載すること。

樣式第5號

歲出予算流公用書

年度歳出予算を下記のとおり流用しました。

予算流用額
年度 会計名 繰越区分

文書番号

本庁等の各課(かい)の長年月

様式第6号

予備費用要求書

課(か)名

予備費用要求額

円

内

記

(単位:円)

科 目	予 算 額 (A)	支 出 負 担 行 為 額			支 出 負 担 行 為 額 予 定 額 (C)	合 計 B+C (D)	予 備 費 充 用 要 求 額 A-D 付 記
		支 出 済 額	未 払 額	計 (B)			
款							
項							
目							
節							
(予備費用理由)							

- 注 1 予備費用理由は、具体的な事項について詳細に記載すること。
 2 要求書には、予算見積書に準ずる必要な資料を添付すること。

樣式第7號

予備費用通知書

年度歳出予算の予備費を充用しました。

本庁等の各課(かい)の長様

經營支援本部長

年
月
日

枚目

樣式第8號

(歲入)

彈力條項適用見積書

課名 特別会計名

(単位：円)

注 1 業務量の増加により収入及び直接必要な歳出に伴う予算科目について作成すること。

1 業務量の増加により収入及び直接必要な歳出に伴う予算科目について作成
2 本様式により難い特別会計については、この様式に準じて作成すること。

樣式第9號

第1表

年 度 繼 續 費 綠 越 計 算 書

課名

(単位：円)

第2表

年内額越縕度年

(単位：円)

樣式第10號

繼統費精算報告書

課名 (かみょう)

(単位：円)

樣式第11號

繰越明許費繰越(要計算書)

課名

(単位：円)

注 1 繰越明許費として議決を受けたものについて全部記載すること。

収入特定期の「その他特定期」については、その内訳を記載すること。

繰越要求書については、繰越の主たる理由を具体的に記載すること。

繰越計算書には、様式第9号の第2表繰越額の内訳を添付すること。

樣式第12號

事故統計要算書

課名 (かみょう)

(単位：円)

(事故繰越の理由)

- 1 支出負担行為額及び同財源内訳については、予算額を（ ）書すること。
既収入、未収入特定財源欄の「その他特定」については、その内訳を記載すること。
2 緑越要求書については、事故緑越の主たる理由を具体的に記載すること。
3 緑越計算書には、様式第9号の第2表緑越額の内訳を添付すること。
4

●佐賀県告示第二百五十四号

証紙の出納保管及び販売事務を行うかい（昭和三十九年佐賀県告示第百三号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

表を次のように改める。

かい、名称

佐賀中部保健福祉事務所
鳥栖保健福祉事務所
唐津保健福祉事務所
伊万里保健福祉事務所
杵藤保健福祉事務所

●佐賀県告示第二百五十五号

取引店及び緊急支払店の指定（平成十三年佐賀県告示第百六十四号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

二の表の株式会社佐賀銀行神野町支店の項中「中部福祉事務所 佐賀中部保健所」を「佐賀中部保健福祉事務所」に改め、「佐賀中部農林事務所 建設技術センター」を「佐賀中部農林事務所」に改め、同表の株式会社佐賀銀行大和町支店の項中「職員研修所」を「自治修習所」に改め、同表の株式会社佐賀銀行鳥栖支店の項中「鳥栖保健所」を「鳥栖保健福祉事務所」に改め、同表の株式会社佐賀銀行多久支店の項中「多久高等学校 多久警察署」を「多久高等学

校」に改め、同表の株式会社佐賀銀行唐津支店の項中「北部福祉事務所 唐津保健所」を「唐津保健福祉事務所」に改め、同表の株式会社佐賀銀行武雄支店の項中「西部福祉事務所 杵藤保健所」を「杵藤保健福祉事務所」に改め、同

●佐賀県告示第二百五十六号

佐賀県財務規則に基づくかいの指定（平成十六年佐賀県告示第二百九十一号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

表の統括本部の項中「職員研修所」を「自治修習所」に改め、同表の健康福祉本部の項中「保健所、福祉事務所」を「保健福祉事務所」に改め、同表の県土づくり本部の項中「建設技術センター」を削る。

●佐賀県告示第二百五十七号

佐賀県財務規則に基づくかいの出納員となる者の指定（平成十六年佐賀県告示第二百九十二号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

表の統括本部の項中「職員研修所」を「自治修習所」に改め、同表の健康福祉本部の項中「保健所、総合福祉センター、日の隈寮、春日園、九千部学園、虹の松原学園、みどり園、食肉衛生検査所」を

表の株式会社佐賀銀行大町支店の項中「杵島商業高等学校 大町警察署」を「杵島商業高等学校」に改め、同表の株式会社佐賀銀行嬉野支店の項中「嬉野高等学校 嬉野警察署」を「嬉野高等学校」に改め、同表の株式会社佐賀銀行伊万里支店の項中「伊万里保健所」を「伊万里保健福祉事務所」に改め、同表の株式会社佐賀銀行有田駅前支店の項中「九州陶磁文化館 有田警察署」を「九州陶磁文化館」に改める。

福祉事務所（北部福祉事務所を除く。）	地域福祉課長
--------------------	--------

「保健福祉事務所」企画経営課長

総合福祉センター、日の隈寮、春日園、 九千部学園、虹の松原学園、みどり園、 食肉衛生検査所	総務課長
---	------

「総務課長」、「北部
総務課長」、「建設技術センター」
福社事務所」や他の回数の県立介護施設の運営、「建設技術センター」や
運営。

申購
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月三十日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印刷発行定期所
株 毎週月水金曜日
古川総合印刷